



2026年
安全報告書





神戸市交通局

目 次

安全報告書の公表にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1.輸送の安全に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（安全管理規程第3条《抜粋》）
2.輸送の安全に関する重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（安全管理規程第4条）
3.輸送の安全に関する目標及び事故の実績・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（安全管理規程第5条）
4.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計・・・5

5.安全管理体制への取り組み（実施状況）・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

6．2026（令和8）年度運輸安全マネジメント目票・・・・・・・・・24

7.輸送の安全に関する組織体制・指揮命令系統・・・・・・・・・・・・・25
（安全管理規程第8条）
8． 事故、災害等に関する報告連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（安全管理規程第13条）

9. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

神戸市交通局は、市バスの運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、道路運送法、旅客自動車運送事業運輸規則及び神戸市交通局乗合自動車安全管理規程に基づき、本書のとおり公表いたします。

安全報告書の公表にあたって

平素より、神戸市交通局の市バス事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

近年、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しています。全国的な運転士不足への対応や、持続可能な公共交通ネットワークを目指した路線再編など、さまざまな課題に向き合う必要があります。

また、当事業でも職員の世代交代が進んでおり、これまで培ってきた技術や安全への意識をしっかりと引き継いでいくことが大切になっています。

そうした中でも、安全の確保は公共交通事業者にとって最も重要な使命であり、事業運営の土台です。

当事業では運輸安全マネジメントのもと、定めた安全方針に基づき、安全教育の充実、ヒヤリ・ハット事例の共有、点呼や車両点検の徹底など、基本を大切にした取り組みを続けています。事故防止に近道はありません。

一つひとつの基本動作を確実に行い、職員一人ひとりが高い安全意識を持ち続けることが、事故の防止と市民の皆様からの信頼につながると考えています。

今後も社会情勢や事業環境の変化にしっかり対応しながら、安全を最優先とした取り組みを着実に推進し、全職員が力を合わせて安全・安心な輸送サービスの提供に取り組んでまいります。これからも、皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

2026（令和8）年6月30日

神戸市交通事業管理者
城南　雅一



1.輸送の安全に関する基本的な方針（安全管理規程第3条《要約》）

（1）トップの責務と現場重視

交通事業管理者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを深く認識し、局内において主導的な役割を果たします。また、営業所等の現場の声に真摯に耳を傾け、その状況を十分に踏まえながら、全職員に対して安全最優先の意識を徹底します。

（2）PDCAサイクルによる継続的改善

輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（PDCAサイクル）を確実に実施し、安全対策の不断の見直しを行います。これにより、全職員が一丸となって業務を遂行し、輸送の安全性の向上に努めます。あわせて、安全に関する情報は積極的に公表します。

（3）委託事業者との連携

バス営業所の管理受委託にあたっては、局と委託事業者が必要な情報を適切に共有し、相互に連携・協力することにより、一体となって輸送の安全性向上に取り組みます。

◆安全綱領 【運転の安全の確保に関する規程第2条】

安全確保に関する基本的な考え方として、次の安全綱領を定め、全職員に徹底しています。

一　安全の確保は、輸送の生命である。

一　規程の遵守は、安全の基礎である。

一　執務の厳正は、安全の要件である。

2.輸送の安全に関する重点施策（安全管理規程第4条）

（1）安全最優先の意識の徹底

輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全職員に徹底し、関係法令および安全管理規程の遵守を確実に行います。

（2）安全確保に必要な資源の確保

輸送の安全に関する費用支出および設備投資については、必要性と効果を踏まえ、計画的かつ適切に実施します。

（3）内部監査と是正措置

輸送の安全に関する内部監査を実施し、その結果に基づき必要な是正措置および予防措置を講じます。

（4）情報共有体制の確立

輸送の安全に関する情報の連絡体制を整備し、局内において必要な情報を適切に伝達・共有します。

（5）教育・研修の計画的実施

輸送の安全に関する教育および研修について具体的な計画を策定し、これを確実に実施します。

◆市バスの安全方針

【2007（平成19）年2月28日　交通事業管理者決定】

当局では、次の安全方針を定め、現在もすべての安全施策の基本として位置づけています。

〇全職員一丸となって、輸送の安全確保に努める。

〇飲酒運転を撲滅し、事故を防止する。

〇お客様の声に耳を傾け、「安全・安心・信頼」を確保する。

〇輸送の安全確保に関する情報は、積極的に公表する。

3. 輸送の安全に関する目標及び事故の実績(安全管理規程第5条)

(1)2025(令和7)年度目標

『有責事故件数:33件以下』『車内事故件数:8件以下』

『10万キロあたり有責事故件数:0.21件以下』

(2)実績と結果

2025(令和7)年度は、有責事故件数は80件となり、目標値(33件以下)を大きく上回る結果となり、車内事故件数および10万キロあたり有責事故件数についても、いずれも目標を達成することができませんでした。

(3)要因と課題

近年、運転士不足が深刻化しており、それに伴い経験年数の浅い運転士の割合が増加しています。このような状況の中、事故およびヒヤリハットの発生件数は増加傾向にあります。特に、経験5年未満の運転士による事故の割合が多く、経験の不足により車両間隔不足、速度管理の不足、安全確認の不足や適切な判断や対応が十分に行えていないことが要因と考えられます。

(4)今後の対応

新年度は、これらの課題を踏まえ、重点指導の実施、点呼における安全確認の強化、事故防止に向けた実践的研修・教育の充実などにより、事故の削減を図ってまいります。

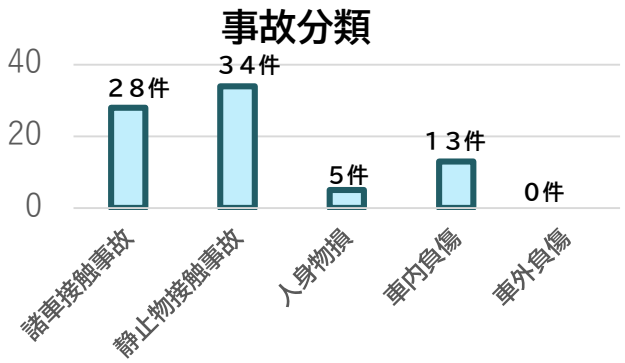

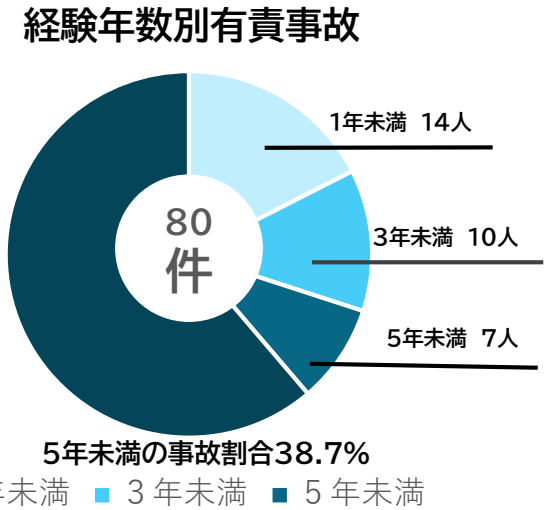

４．自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

２０２５（令和７）年度	件　数	原 因
第３号 死者又は重傷者を生じたもの	２件	バイクとの衝突　1件 車内乗客転倒　1件
第７号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害が生じたもの	０件	
第9号 運転士の疾病により、事業用自動車の運転の継続ができなくなったもの	0件	
第11号 車両装置の故障により事業用自動車の運行ができなくなったもの	23件	エンジントラブル　8件 ギヤ関係　5件 冷却系統　4件 ブレーキ関係　1件 ベルト関係　1件 エア漏れ　1件 電気系統　1件 スロープ板トラブル　1件 ホーントラブル　1件

5.安全管理体制への取り組み（実施状況）

（1）安全管理のための各種会議の開催

安全管理推進委員会

安全に関する
方針決定

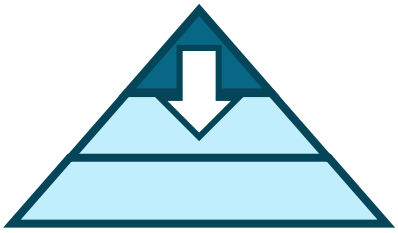

報　告

安全統括管理者を委員長に交通局幹部職員・自動車部管理職にて開催
（年4回開催）

安全対策会議

発生した事故に対する判断と詳細な分析と再発防止策を事故防止研究会に指示

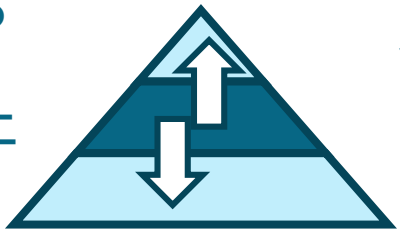

発生した事故に関しての検証と判断

安全統括管理者・自動車部管理職・市バス営業所長・外部委員にて開催
（年12回開催）

事故防止研究会

現場に情報や安全に関する方針をフィードバック

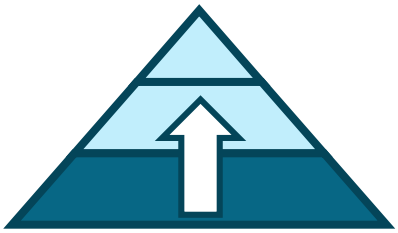

現場から情報収集発生事故の詳細な分析、再発防止策の立案

市バス経営課・市バス営業所統括運行管理者にて開催　（年12回開催）

5.安全管理体制への取り組み（実施状況）

（2）事故およびヒヤリハット事例の活用

事故発生時の状況把握および原因究明を行い、再発防止と安全対策の強化を図ることを目的として、ドライブレコーダーの車内・車外映像の活用を継続的に実施した。

【実施内容】
（1）ドライブレコーダーに記録された車内および車外映像を活用し、事故発生時の状況分析および原因究明を実施した。
（2）取得した映像をもとに、危険予知訓練（KYT）用の教材ビデオを作成した。
（3）作成した教材を営業所内において共有し、安全教育の充実を図った（2025（令和7）年度は、32本のヒヤリハット事例の教材ビデオを作成）。
（4）事故・苦情の再発防止研修において映像を活用し、具体的な事例に基づく指導を実施した。
　これらの取組により、事故の再発防止意識の向上および危険予知能力の強化を図った。

ドライブレコーダー映像を活用したヒヤリハット等の共有





5.安全管理体制への取り組み（実施状況）

（3）市バス事故速報の配布・周知

事故の概要および発生状況を迅速に共有するとともに、防衛運転の意識向上を図り、事故の再発防止に資することを目的として「事故速報」を作成・配布した。

【実施内容】

（1）加害事故、被害事故関係なく事故が発生した際に、その概要および状況を整理し、防衛運転に役立てるためのワンポイントアドバイスを付した「事故速報」を作成し、各営業所および管理職へ速やかに配布した。

（2）営業所内での掲示や、運転士への点呼時の示達等、あらゆる機会を活用して周知徹底を図った。

（3）事故情報の迅速な共有により、たとえ被害事故であっても同様事案の未然防止に向けた注意喚起が図られた。

効果として、具体的なアドバイスの提示により、防衛運転意識の向上および点呼時指導の質の向上に寄与した。また、日常的な周知活動により、安全意識の定着が促進された。なお、これらの取組は日常的な安全管理の一環として継続的に実施している。

2025（令和7）年度は１号～120号まで発行（過失のない被害事故も含む）





5.安全管理体制への取り組み（実施状況）

（4）厳正な点呼の実施及び職員の健康状態の把握と管理

運転士の健康状態および運行の安全確保を目的として、運行管理者および運転士を対象とした点呼研修を実施し、点呼の厳正な実施の徹底と健康管理体制の強化に努めた。

【実施内容】

（1）健康状態確認の着眼点やアルコールチェックの適正な実施方法等について研修を行い、点呼の質の向上を図った。

（2）アルコールチェッカーによる、アルコール濃度測定や運転免許証の有効期間確認、検査結果の記録管理を行うとともに、健康状態や睡眠状況の把握を含めた厳正な点呼を実施した。

（3）年2回の健康診断結果に基づき、管理職による要再検査者の受診状況確認を実施するとともに、脳ドックの受診促進や保健師による健康指導を各職場で行った。

（4）これらの取組により、日常的な健康状態の把握が進むとともに、職員の健康意識の向上および健康管理体制の強化が図られ、安全運行の確保に寄与した。

（5）今後も点呼体制の確実な運用を徹底するとともに、健康状態に応じたきめ細やかな対応を行うなど健康管理施策の充実を図り、安全運行の確保に努める。

アルコール検知器による測定



点呼執行者による点呼風景



5.安全管理体制への取り組み（実施状況）

（5）バックカメラの設置について

車両後方の死角を解消し、安全確認の精度向上を図ることで、事故防止と安全性向上を目的としてバックカメラの設置を進めた。

【概要・実施内容】

2022（令和4）年5月の法令改正により新型車へのバックカメラ装着が義務化されたことを受け、2023（令和5）年度購入車両からバックカメラ装着車両の導入を開始した。



5.安全管理体制への取り組み（実施状況）

(6)ドライブレコーダーの機能を活用した研修水準の向上

ドライブレコーダーの機能向上を活用し、運転士への指導の高度化および安全意識の向上を図った。

【概要・実施内容】

2020（令和2）年度より、車内外の状況をより多角的に記録できるよう、カメラ台数を従来の3台から5台へ増やした新型ドライブレコーダーへの更新を進め、2025（令和7）年度中に全車両の更新を完了した。

新型機器では、安全運転評価や経済運転評価をグラフや点数形式で可視化できることから、乗務員指導書の作成および記録管理が容易となった。これにより、運転データの「見える化」が進み、客観的かつ効果的な指導が可能となっている。

これらのデータは、事故再発防止研修や運転士への定期研修において積極的に活用している。また、ドライブレコーダー映像については、ヒヤリ・ハット事例として各営業所で共有し、現場における安全教育教材として活用している。

今後もドライブレコーダー機器の機能を最大限活用し、研修内容の充実と事故防止対策の強化に努める。

5台カメラのドライブレコーダー画像

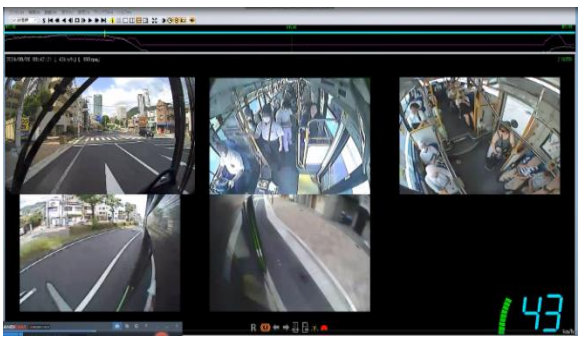

安全運転評価
速度・エンジン回転数・急加速・急減速などを
グラフ化・数値化することが可能

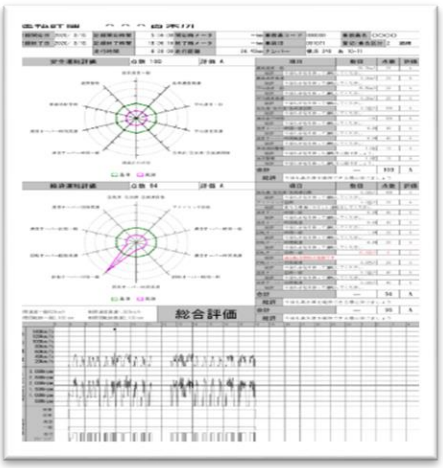

5.安全管理体制への取り組み（実施状況）

（7）停留所・バスロータリーの安全対策

市バスの安全運行の確保および利用者サービスの向上を目的として、停留所施設の環境整備を実施した。

【概要・実施内容】

夜間のバス停留所の視認性および安全性を向上させるための照明設備の整備を推進した。

また、バス運行の円滑化および安全性の確保を目的として、JR六甲道バスロータリーにおける駐車枠の拡張工事を併せて実施した。従来は駐車スペースが十分でなく、バス同士の接触事故が起こるなど車両間隔の確保に課題があったが、本工事により駐車枠が適正に拡幅され、事故リスクの低減を図った。さらに、停留所における上屋やベンチの設置等の環境整備にも取り組み、利用者の安全な待機環境の確保を通じて安全運行の確保に寄与した。

これらの整備により、安全運行の確保が行われ2025（令和7）年度は、当該バスロータリー内での接触事故をゼロにする事ができた。

今後においても安全対策の強化に努め、継続的な施設改善を進める。

最終バスが発車後、夜間に施工 （JR六甲道バスロータリー）



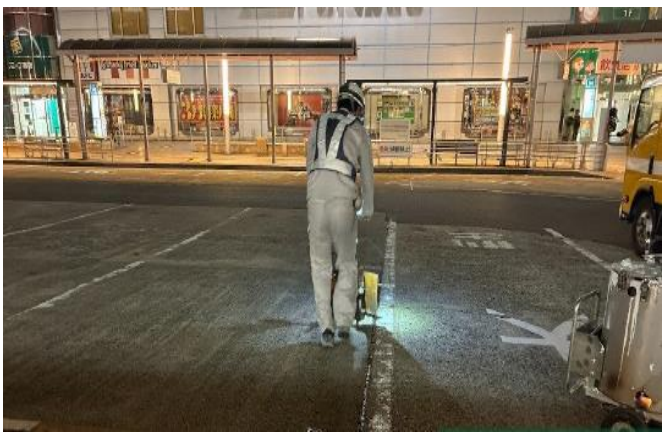

5.安全管理体制への取り組み
（8）走行環境改善の取り組み

市バスの定時性の確保に加え、運行の安全確保および交通事故の未然防止を図るため、路線全体の走行環境の改善を目的として実施した。

【概要・実施内容】

道路環境の改善や安全対策については、警察関係部署に対し必要な働きかけを行い、朝夕の通勤時間帯に混雑する磯上通１丁目付近の交差点において、大型車の通行が多く同一進行方向への車両が集中する状況を踏まえ、導流帯や区画線を整備し車両の走行区分を明確化することで、運行における安全性および円滑性の向上を図った。また、冬季においては路面凍結による事故防止のため、必要に応じて融雪剤の散布を実施した。

今後も関係機関との連携を強化し、路線状況に応じた環境改善を継続することで、更なる安全性の向上と安全で快適な運行の維持向上に努める。

磯上通1丁目交差点付近の交差点改良状況



（改修前）



（改修後）

5.安全管理体制への取り組み

（9）添乗調査の実施

運転士の執務状況を多角的に把握し、安全性およびサービス品質の向上を図ることを目的として、営業運行中の市バスに対し、本庁および各営業所の管理職が添乗調査を実施した。

【概要・実施内容】

添乗時に、安全確認の徹底状況や運転操作の適切性、接客・接遇姿勢などを観察・記録し、その結果に基づき必要に応じた指導・助言を行った。これにより、運転士個々の課題や改善点を明確化し、実効性の高い指導・育成につなげている。

また、調査結果を踏まえた指導の積み重ねにより、運転操作や安全確認に関する項目を中心に改善が見られ、現場における安全意識の定着と運転技能の向上につながっている。

今後も調査結果の分析とフィードバックの質の向上を図るとともに、利用者ニーズの変化等を踏まえた評価項目の見直しを行い、実践的な人材育成の推進に努める。

添乗回数	平均点数 （5段階評価）
4,196回	3.23点

5.安全管理体制への取り組み
(10)お客様意見の収集･活用に関する取組

お客様からの意見や要望を幅広く収集し、事業運営へ的確に反映させることで、サービスの向上および利用満足度の向上を図った。

【概要・実施内容】

従来のEメール、市バス・地下鉄お客様サービスコーナー、電話による受付に加え、ホームページ上のお問い合わせフォームを活用した意見収集を継続している。

具体的には、市バス車内に備え付けている「お客様の声はがき」や主要バス停に二次元コードを掲載し、スマートフォン等から容易にアクセスできる環境が整備している。これらの取組により、お客様が意見・要望を発信しやすい環境において、多くの声をお寄せいただいている。

また、寄せられた意見を踏まえた対応を通じて、サービス改善やマナー向上に加え、安全対策の向上にもつながっている。

今後も多様な手段による意見収集と分析を進め、迅速な対応を通じて、サービス品質および安全性の向上に努める。

お客様の声受付件数

2025(令和7)年度	
Eメール	1,247
電話	74
サービスコーナー	418
お客様の声はがき	645
その他	0
計	2,384

お客様の声はがき



二次元コードステッカー



5.安全管理体制への取り組み

(11)お客様サービスの向上

乗務員の接客・接遇力の向上および車内における安全性の確保を目的として、各種研修の充実と指導の強化を図った。

【概要・実施内容】

（1）乗務員研修の実施

外部講師を招いた接客接遇研修を実施し、乗務員の接客・接遇力の向上に努めた。また英語を用いた接客研修の実施などインバウンド旅客への対応力向上を図っている。

（2）サービスマナー向上委員会の開催

お客様からのご意見・ご要望を踏まえた課題の共有と改善策の検討を行い、組織全体としてサービス品質の底上げを図った。（市バス経営課および各営業所統括運行管理者により毎月開催）

（3）車内マイク活用の推進

サービス品質の向上および車内事故防止に資する取組として、車内マイクの積極的な活用について継続的な指導を実施した。

　これらの取組により、接客・接遇力の向上とともに車内での安全確保意識の向上が図られた。

外部講師による机上研修および実車を用いたロールプレイング研修



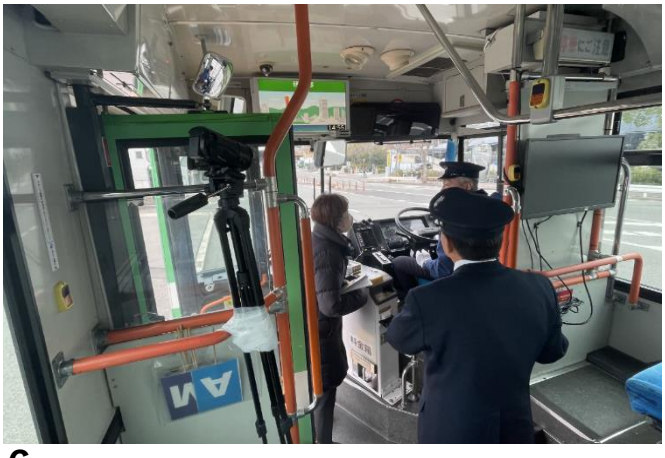

5.安管理体制への取り組み

(12)研修の実施

運行管理者および乗務員の安全意識と接客・接遇力の向上を図るとともに、業務遂行に必要な知識および技能の習得・定着を目的として各種研修を実施した。

【概要・実施内容】

（1）乗務員研修においては、安全意識の向上および事故の未然防止を目的として、アイトラッキングシステムや運転技能自動評価システムを活用した研修を実施している。アイトラッキングシステムは、運転士の視線の動きを記録し、運転中にどこを見ていたかや危険箇所を適切に確認できていたかを客観的に検証する機器である。また、運転技能自動評価システムは交差点や道路状況等を模擬的に再現した教材であり、危険予知訓練や安全確認手順の習得に活用している。これらの研修を通じて、自身の視線行動や確認動作の傾向を把握し、危険認知能力の向上と安全確認の徹底を図ることで、事故防止につなげている。

（2）5月および9月に、運行管理業務に携わる事務職員（運行管理者等）を対象として外部講師による研修を実施した。本研修では、お客様対応、点呼業務の重要性、法令遵守および運転士の体調・状況把握の適切な手法等について理解を深めた。

アイトラッキングシステムを活用した研修



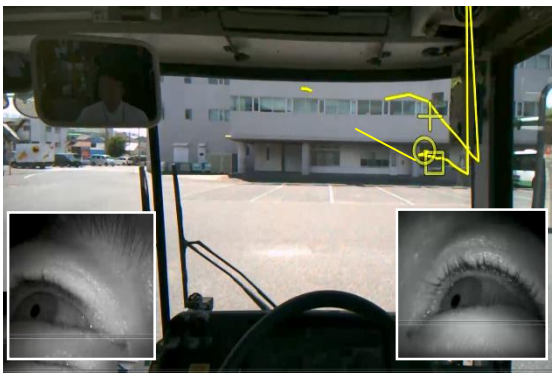

5.安全管理体制への取り組み

（13）表彰制度

職員の安全意識およびサービス品質の向上に資する優れた取組や行動を顕彰することにより、職員の意欲向上と安全最優先の意識の定着を図ることを目的として実施している。

【概要・実施内容】

（1）乗合自動車運転士等特別表彰

安全運行および日常の勤務態度に優れ、安全確保に対する意識や姿勢において模範的な運転士を対象に、安全運転強化月間中に特別表彰を実施した2025（令和7）年度は23名受賞。

（2）グッドドライバー賞

接遇対応や車内マイクの適切な活用など、お客様サービスの向上に資する取組において他の模範となる運転士を選出し、表彰を実施した。

　表彰を通じて職員の安全意識およびサービス向上への意欲が高まり、職場全体の安全意識の向上に寄与している。

2025（令和7）年度　乗合自動車運転士グッドドライバー賞授賞式



5.安全管理体制への取り組み

(14)乗合自動車運転士運転技能接遇競技会の実施

兵庫県警察本部運転免許試験場のご協力のもと、本取組は2021（令和３）年度に直営3営業所で開始し、その後、実施体制の整備と成果の蓄積により、2023（令和５）年度には委託営業所へ展開し、現在では全9営業所・支所が参加する取組へと拡大している。

【概要・実施内容】

運転士のモチベーションおよび運転技術・接遇技術の向上を目的として、全営業所・支所から選抜された運転士が参加し、兵庫県警察本部運転免許試験場において、サービス・マナーおよび運転技能を競い合った。

競技結果に基づき成績優秀者を表彰するとともに、競技参加者と交通事業管理者との意見交換を実施し、現場との相互理解の深化を図った。本取組を通じて、運転技能および接遇力の向上に加え、営業所単位での安全意識の高揚や技術向上に向けた取組の活性化が図られるなど、安全意識の向上と組織全体のレベルアップに寄与している。

運転免許試験場のコースを使用して技術･接遇を競う（2025(令和7)年度10月25日開催）





5.安全管理体制への取り組み

(15)交通安全啓発活動

神戸市交通局として、関係機関および他事業者と連携し、各種安全啓発活動に参加した。これらの取組を通じて、公共交通の安全確保に対する意識の向上と、市民および利用者への安全利用の周知を図った。

【概要・実施内容】

(1) 車内事故防止キャンペーン

日本バス協会が実施する車内事故防止キャンペーン期間において、(一社)兵庫県バス協会の主催のもと、兵庫県警察、近畿運輸局および県内路線バス事業者と連携し、街宣パレードを実施した。各社局のバス車両前面に「車内事故防止」の横断幕を掲出し、一般ドライバーや歩行者等に対して車内事故防止への協力を呼びかけた。これにより、路線バスにおける車内事故の危険性について理解促進を図り、事故防止に向けた適切な行動の周知を行った。

(2) 安全教室の開催

市バス営業所の沿線の小学校を対象に、バス乗降時の注意事項や車内での安全行動に関する交通安全教室を実施した。本教室では、乗降時の安全確認、手すりの確実な把持などの基本行動に加え、周囲への配慮や優先席の利用マナーについて説明し、安全な利用方法の理解促進を図った。これらの取組により、利用者および地域における安全意識の向上と事故防止の推進に寄与した。

7月1日の車内事故防止キャンペーンイベント　出発式



石屋川営業所における安全教室



5.安全管理体制への取り組み

(16)災害発生を想定した訓練の実施

2026（令和８）年１月17日（土）、津波浸水危険地域に位置する中央営業所において、初めての取り組みとして市民参加型の津波避難訓練を実施した。

【概要・実施内容】

本訓練では、南海トラフ巨大地震の発生に伴い停電が発生し、80分後に神戸市内湾岸部へ津波が到達する状況を想定し、浸水区域内を走行中の営業路線バスが、実運行に即した形で速やかに浸水区域外へ避難する対応を行った。

また、公募により市民の方々にもご参加いただき、実践的な避難行動を体験する機会とした。さらに、非常用電源を活用したバス車両から営業所への電力供給や、無線機を用いた本庁と営業所間の情報伝達訓練を併せて実施し、災害時における情報共有体制の強化を図った。

これらの取組により、非常時における運行継続および乗客・職員の安全確保に向けた対応力の向上を図った。

実車を用いた訓練風景





防災に対する取り組みや、運転士の震災経験談など、意見交換会を実施



5.安全管理体制への取り組み

(17)4・21三宮重大事故を風化させない取組み

2019（平成31）年4月21日に発生した重大事故を二度と繰り返さないため、その教訓を風化させることなく継承していくことが重要であるとの認識のもと、事故の教訓を後世へ伝えるために設置した「安全の礎」研修施設を活用するとともに、毎年4月16日から5月15日までの1か月間を「市バス事故ゼロ・安全安心運転推進月間」として設定している。

【概要・実施内容】

「市バス事故ゼロ・安全安心運転推進月間」においては、市バス運行に携わる全職員を対象に、安全運行に対する意識の再確認と徹底を図るとともに、重大事故の教訓を風化させない取組として各種啓発活動や研修を実施した。

また、交通事業管理者による営業所巡視や管理職による立番を実施し、現場における安全意識の徹底と指導体制の強化に取り組んだ。さらに、ヒヤリ・ハット事例の共有や、安全確認の基本動作の再徹底を図るなど、現場実態に即した実践的な取組を推進した。

これらの取組により、事故の記憶と教訓の継承を図るとともに、安全行動の定着を促進し、職員一人ひとりの安全意識の向上と安全運行の確保に努めている。

研修施設（安全の礎）



市バス事故ゼロ・安全安心運転推進月間ポスター



5.安全管理体制への取り組み

(18)内部監査の実施

【概要・実施内容】

（1）内部監査の実施

安全管理体制について、安全管理規程等の手順に適合しているか、また適切に運用され有効に機能しているかの観点から内部監査を実施した。

（2）監査結果への対応

監査結果については安全管理推進委員会に報告するとともに、対応策の検討および是正措置を講じ、その内容を安全管理体制の改善に反映させた。

【情報公開の推進】

重大事故等については公表基準に基づき、ホームページや報道発表を通じて適切に公表している。

また、安全に関する取組についても積極的な情報公開に努めている。

【法令遵守】

法令遵守は安全確保の観点から極めて重要である。業務点検において法令に抵触すると思われる事案が確認された場合は、自己申告等適切に対応している。

また、改善基準告示に基づく勤務管理についても継続的な点検を行い、営業所に対して適宜必要な指導やアドバイスを行うことで適切な運用に努めている。

今後も事後のチェック体制の維持および、法令遵守の徹底と安全・適正な事業運営の確保に努めていく。

6.2026(令和8)年度運輸安全マネジメント目標

各営業所において、昨年度に発生した事故の内容を分析し、重点的に削減すべき事故（静止物接触事故、構内事故等）を明確化したうえで、削減見込み件数を踏まえた目標設定を行った。
また、各営業所で設定した目標を集約することにより、組織全体としての目標事故件数を設定した。

【最重点目標】
重大事故・死亡事故ともにゼロ

【安全目標】
有責事故　42件以下
車内事故　8件以下
10万キロあたり有責事故件数0・21件以下

【重点目標】
歩行者自転車等接触事故・発進動揺・扉事故　絶対ゼロ
（3つの事故絶対ゼロ）

7.輸送の安全に関する組織体制・指揮命令系統

（安全管理規程第8条）

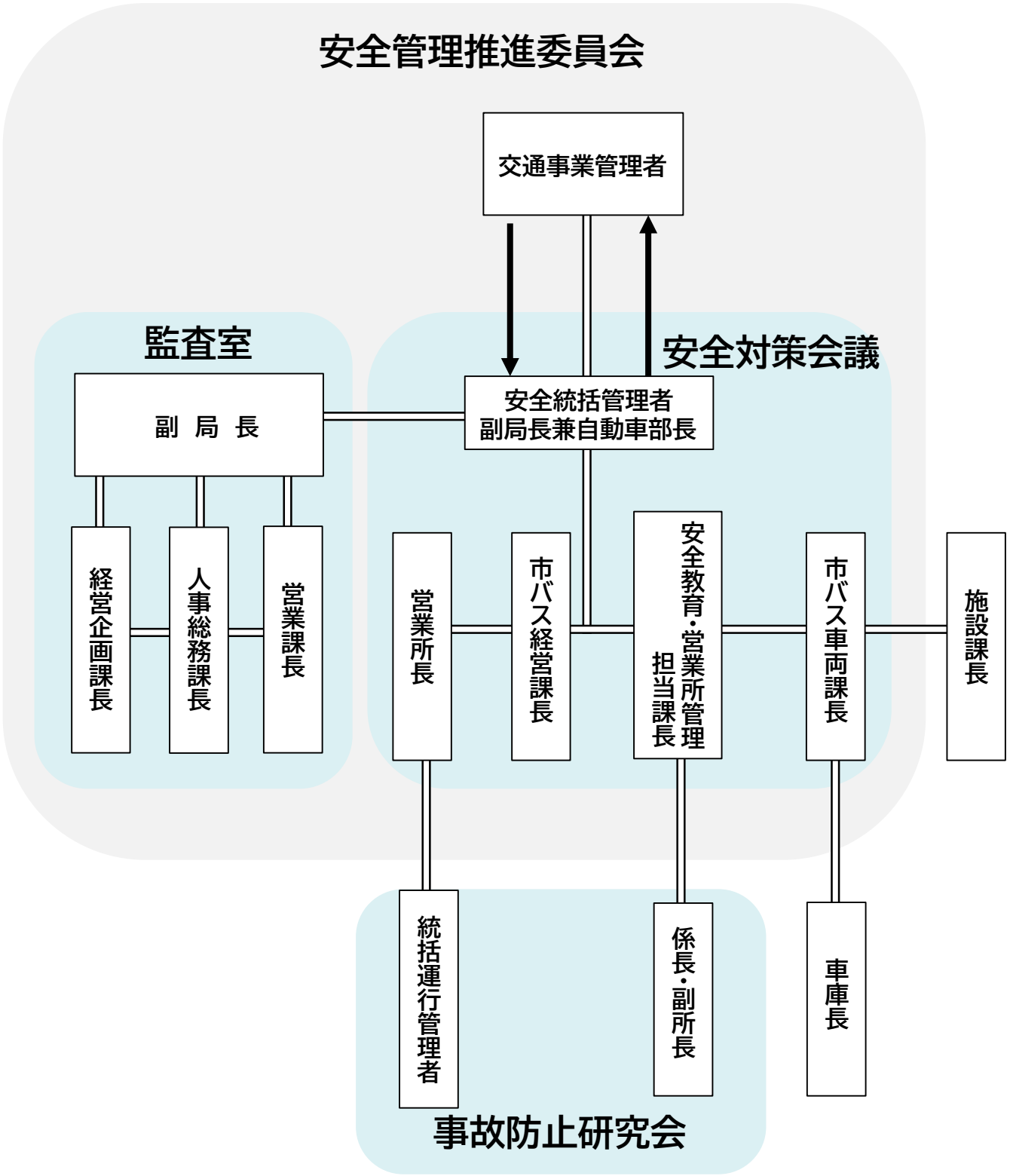

8.事故、災害等に関する報告連絡体制(安全管理規程第13条)

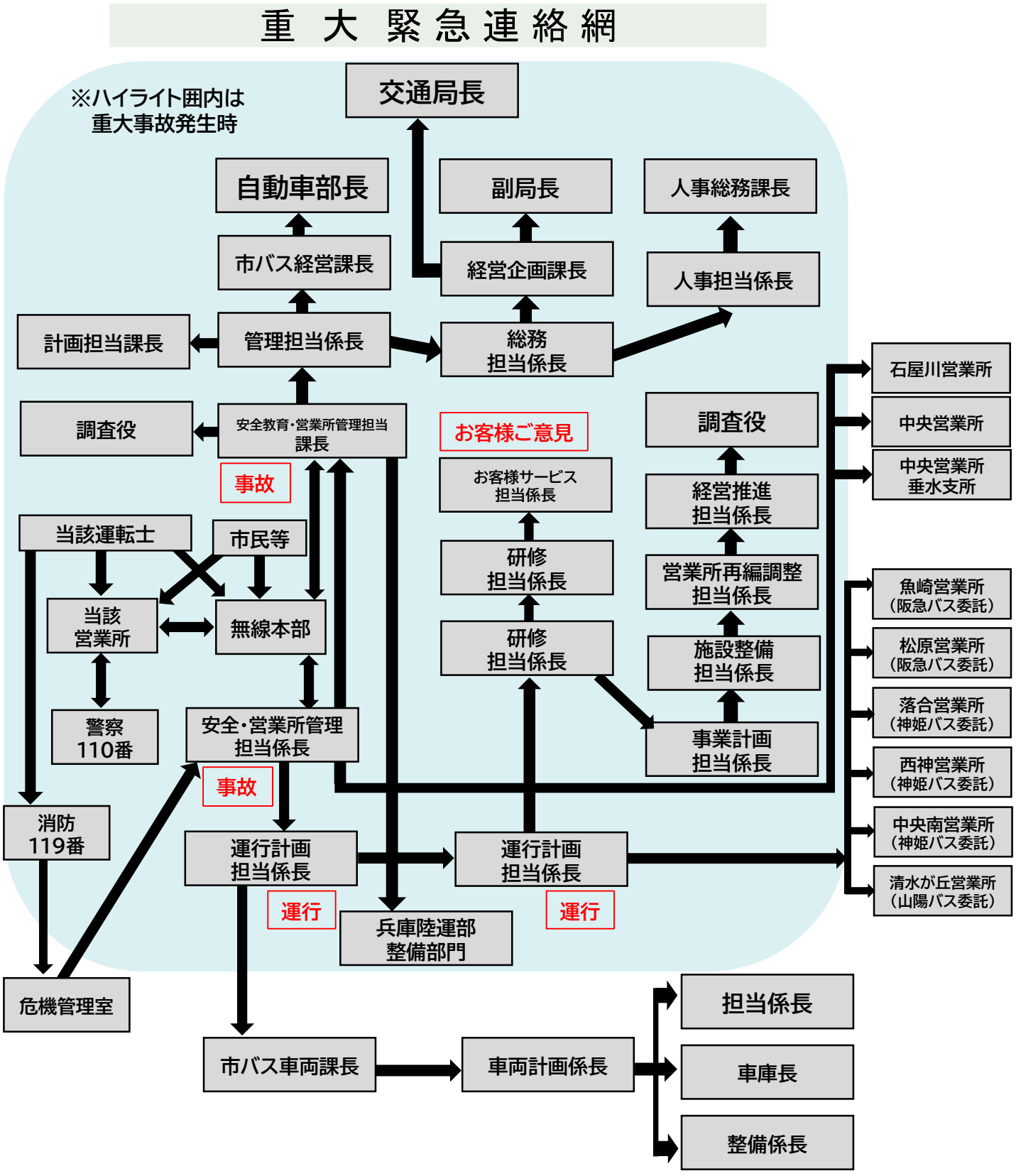

9.おわりに



神戸市交通局企業理念「移動(いつも)に感動を」に則り、
「安全はすべてに優先する」
を常に意識し
「日本一安全・安心な公営バス」
の実現に向け、職員一丸となって取り組んでいきます